

⑩第10回特別弔慰金のお知らせ

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

今般の法改正による特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

順位	対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等死亡当時、戦没者等と生計を共にしており、平成27年4月1日現在、氏を変える婚姻・養子縁組をしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
4	上記3以外の(1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内親族 (1)葬祭を行ったもの (2)葬祭を行っていないもの

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、特別弔慰金の対象遺族になりません。

※状況により先順位が変わる場合もありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求方法 今回の特別弔慰金に関わる書類は、社会福祉課および各支所福祉課窓口にてお渡しします。請求の際、戸籍書類が必要となります。書類をすべてそろえたうえで、窓口で請求してください。

請求期限 平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

申・問 社会福祉課（内線157・158）、笠間支所福祉課（内線72130）、岩間支所福祉課（内線73171）

お仕事帰りにもご利用ください！市役所窓口時間の延長について

笠間市役所本所および各支所では、窓口の受付時間を次のとおり延長しています。ぜひ、ご利用ください。

受付場所	延長日時	延長している課（内線番号）
笠間市役所本所	毎週水曜日（祝日は除く） 午後5時15分～7時30分	市民課（147）・保険年金課（139） ・税務課（112）・収税課（118）
笠間支所 （旧法務局跡地）	毎週木曜日（祝日は除く） 午後5時15分～7時30分	市民窓口課（笠間72122・岩間73181） （戸籍・住民票、印鑑証明関係、国保関係）
岩間支所	毎週火曜日（祝日は除く） 午後5時15分～7時30分	

※笠間支所は平成26年3月24日に旧法務局笠間出張所跡地（行幸町）に移転しました。

移転後の住所 笠間市笠間1532

⑨まちづくり出前講座をご利用ください

まちづくり出前講座は、学びたい講座を市民の皆さんに選んでいただき、講師が皆さんの地域へ出向いて講座を開催するものです。身近な問題から専門的な講座まで、楽しく学べるメニューをたくさん用意しています。地域・団体・グループの学習会等としてお役立てください。

内容 市民編と行政編から、好きな講座をお選びください。講座メニューは図書館や公民館などの公共施設のほか、笠間市ホームページから入手できます。

- ・市民編…市民の皆さんが講師となり知識や経験を活かした講座を開講します。
- ・行政編…市職員が講師となり、行政の取り組みなどについてお話しします。

対象 市内在住、在勤または通学している方で、5人以上で構成されたグループ

講師料 無料

※講座に必要な材料等がある場合は、実費負担となります。

※申込方法等、詳細は笠間市ホームページをご覧ください（「出前講座で検索」）。

個人の特技を活かした講座や企業ならではの講座を随時募集しています。皆さんの知識や経験を活かして無償で講座を開講して下さる方のご応募をお待ちしています！

問 市民活動課（内線132・133）

⑩歯周疾患検診のお知らせ

～目指せ！8020（80歳になっても20本以上自分の歯を保とう）～

少なくとも20本以上自分の歯があれば、ほとんどの食べ物を噛み砕くことができ、おいしく食事がとれます。歯があっても何でも噛んでいる人は、自立して人生を楽しみ、長生きしていることが分かっています。

市では、歯科医療機関で個別に受ける「歯周疾患検診」（笠間市保健カレンダー20ページ参照）を実施しています。この機会に検診を受けて、自分の口の中の状態を確認しましょう。特に、定期的に歯科医療機関を受診していない方は、ぜひ受診しましょう。

期間 6月1日（月）～平成28年3月31日（木）

場所 市内歯科医療機関（要予約）

対象 市内在住の40～70歳（昭和20年4月2日から昭和51年4月1日生まれ）で、受診する時点で通院（治療）していない方

料金 900円

※検診結果に基づく治療を行う場合は、後日別途保険診療となるため、受診料がかかります。

申込方法 友部保健センターに電話でお申し込みください。実施通知書（問診票）を送付しますので、持参のうえ、希望する歯科医療機関で受診してください（要予約）。

申・問 友部保健センター TEL 0296-77-9145



「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「ごみ処理」で検索）